

運転免許申請のための一時帰国（滞在）証明書

(運転免許申請者)

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者は、

_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 の間、

下記の住所に一時帰国（滞在）していることを証明します。

一時帰国（滞在）先住所

東京都 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(証明人)

住 所 東京都 _____

続 柄 _____

氏 名 _____

連 絡 先 _____ (_____)

東京都公安委員会 殿

証明の方へ

- ・ 今回証明された住所が申請者の運転免許証に記載される住所になります。
- ・ 申請者の運転免許証の更新連絡はがき等が届く場合があります。
- ・ 申請者の運転免許証の住所としてホテル等に滞在していることを証明する場合は、ホテル等の社判、社印等を押印してください。
- ・ 警察職員が申請者の滞在の事実を電話などで確認する場合があります。

○ 上記内容を全て了承される場合に限り、本証明書を作成してください。

運転免許申請者の方へ

- ・ 家族・知人宅等に一時帰国（滞在）した場合は、証明人の住所、氏名等の身分が証明できるもの（運転免許証や在留カードのコピー等）及び証明人が世帯主であることが確認できるもの（住民票の写しのコピー等）も提出してください。
なお、証明人の同行をお願いします（申請者が住民基本台帳法の適用を受ける方は除きます。）。
- ・ ホテル等に一時帰国（滞在）した場合は、支配人等の証明人の身分を証明するものは不要です。
- ・ 一時帰国（滞在）先住所と証明人の住所が異なる場合は、この証明書に加え、確認資料（賃貸契約書、従業員を証明する書類、登記簿のコピー等）も提出してください。

※ 家族・知人宅等に一時帰国（滞在）した場合の証明人は、世帯主である必要があります。

※ 証明書に虚偽の記載をした場合は、処罰の対象となる場合があります。